

第33回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年3月20日（月）午後1時55分
閉 会 令和5年3月20日（月）午後2時23分
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

- 9番 小林 茂 委員 10番 大室 正行 委員
12番 市川 耕作 委員（会長）

3 出席委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 筒井 敏彦 委員 | 2番 松村 昌治 委員 |
| 3番 堀江 甚貴 委員 | 4番 菊池 伸明 委員 |
| 5番 高木 一郎 委員 | 6番 石川 孝治 委員 |
| 7番 平田 佳子 委員 | 8番 住崎 岩衛 委員 |
| 9番 小林 茂 委員 | 10番 大室 正行 委員 |
| 11番 小牧 直子 委員 | 12番 市川 耕作 委員 |
| | 14番 伊藤 久夫 委員 |
| 15番 千金 楽千詠 委員 | 16番 岡田 正宏 委員 |
| 17番 志水 清隆 委員 | 18番 榎本 重雄 委員 |
| 19番 石坂 成雄 委員 | 20番 戸井田 昭次 委員 |

4 欠席委員

- 13番 澤井 正 委員

5 議 長

- 12番 市川 耕作 委員（会長）

6 事務局（説明員）

- 高野和夫局長 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 3月度活動報告について ……資料No. 2
 - (3) 次回の総会開催日
日 時 令和5年4月20日(木) 午後2時から
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室
 - (4) その他

午後 1 時 5 5 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、

ただ今より、第 3 3 回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

桜もだいふ咲きまして、春爛漫の季節となりました。農作業も忙しくなってきた中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、13番、澤井委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、9番、小林委員さん、10番、大室委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 5 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲受人は中央区銀座〇の〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は世田谷区等々力〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇、1, 149 平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和 5 年 2 月 22 日、転用の目的は駐車場 4 4 台となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の合計8筆、1,100平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年2月24日、転用の目的は建売住宅9棟となっています。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇コーポ〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、36.61平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年2月27日、転用の目的は資材置場となっています。

6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は神奈川県秦野市鶴巻南〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇・ビル〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、552平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年3月6日、転用の目的は東側に隣接している駐車場を合せて建売住宅6棟となっています。

8 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇の〇の〇、〇、〇の〇の合計4筆、1,407平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年3月7日、転用の目的は2箇所合計で建売住宅13棟となっています。

10、11 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

〇事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための

権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） それでは、第1項、堀江委員さん如何ですか。

○委員（堀江委員） はい、3月13日に確認に行つてまいりました。重機が入つて整地をしていました。駐車場ということで問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、続きまして第2項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、19日に現地を見てきました。看板が立っていましたが、まだ工事は始まつておらず草が生えていました。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、第3項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、3月17日に現地を見てきました。案内図6ページになります。現地は崖下で隣のアパートと接してしまつて、現在は草が生えていて何もしていない状況です。資材置場ということで、これから回りの開発の伴い使用すると思われまふ。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、第4項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、案内図は8ページで、3月14日に確認に行きました。当該地は接道がなく、隣の駐車場に建築許可の看板が立っていました。駐車場と合せての開発になると思われ、問題もないと思います。

○議長（市川委員） はい、第5項は私です。案内図10、11ページになります。3月12日に現地を見てきました。いずれも業者の看板が立っており、きれいに耕してありました。相続に伴つての転用なので問題ありません。以上の5件について、皆さんからご意見等ございませうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、緑町○の○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○。特例適用農地は、府中町○の○○の○、○の○の○、緑町○の○○の○○の合計3筆、畑、2, 293平方メートル。

13から15ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、16、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、案内図16、17ページになりますが、近くなので、いつも見っていますが、改めて19日に確認してきました。16ページの西側の方は農協の農機具置場のようになっていますが、現在はきれいにしてありました。公園の東側と17ページ当該地はマインズが貸付を受けて事業を行う準備をしていました。何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、本件は証明することにいたします。

次に「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、本宿町○の○○の○○、○○○○、○○○○○、○○○○、小平市御幸町○○○、○○○○、調布市柴崎○の○○の○、○○○○○○○○○○○○○○○○

〇〇、〇〇〇〇〇、農業の主たる従事者、本宿町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、分梅町〇の〇〇の〇、日新町〇の〇の〇、〇、〇、〇の合計5筆、畑と田を合わせて1, 513平方メートル。

19から21ページは〇〇〇〇氏他4名から提出された証明申請書、朝倉泰則氏以外4名の署名、捺印、買取り申し出生産緑地の明細書で、22、23ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地確認は3月8日に行ってきました。案内図22ページの方は収穫したあとで耕してはいなかったですが、草は生えておらず問題ありません。23ページの方は半分位が田んぼで半分位が畑でほうれん草がその半分位に栽培されており他は収穫した後でした。何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、本件は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は6件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年1月17日から令和5年2月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計4筆、田、1, 001.46平方メートル。

第2項、次の者が令和2年2月10日から令和5年2月21日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計10筆、畑、5,597.69平方メートル。

第3項、次の者が令和2年3月18日から令和5年3月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、畑、575平方メートル。

25ページに移りまして、第4項、次の者が令和2年4月7日から令和5年3月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、八幡町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は緑町〇の〇〇の〇、〇、〇、緑町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の合計8筆、畑、6,014平方メートル。

第5項、次の者が令和2年5月15日から令和5年3月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、押立町〇の〇〇の〇の合計2筆、畑、1,008.77平方メートル。

第6項、次の者が令和2年4月3日から令和5年3月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、田、1,392平方メートル。

26、27ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

28ページの案内図は当該地を示しております。

29、30ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ブルーベリー、柿を生産しています。

31、32ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

33、34ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、野菜等を生産しています。

35ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

36、37ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、ブルーベリーを生産しています。

38、39ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

40、41ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、小松菜を生産しています。

42、43ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

44、45ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

46ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、第2項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、第1項は毎年水稻を作っていて、稲を刈った後になっていました。第2項の31ページの方ですが、小さい方にはブルーベリー、大きい方には柿が植えてあります。次の32ページの南の方はブルーベリー、北側の東側は柿、西側はブルーベリーがそれぞれ植えてあり、適正に管理され問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図の35ページです。現地の確認は隣が私の畑なので毎日行っているような状況で、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第4項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、38、39ページの案内図になります。こちらも19

日に行ってきました。38ページの方はいろいろな野菜を栽培しています。39ページの方の小さい方は第二小学校の食育などで良く利用されています。今は端境期で何も植わっていませんがきれいになっていました。大きい方は大部分がブルーベリー畑になっていて、いずれも適正に管理されており、問題ありません。以上です

○議長（市川委員） はい、第5項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、42ページの案内図になります。こちらはマルチが敷いてあり、収穫した後になっているところと、それ以外もきれいに耕していて問題ありません。43ページの方は昔の水路跡を農地として北側の生産緑地と一体で耕作していますので、問題ありません。以上です

○議長（市川委員） はい、第6項、榎本委員さん如何でしょうか。

○委員（榎本委員） はい、先日現地確認をしたところ肥培管理も良く問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議等がないようですので、第1項から第6項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が出席していますので、早速、説明をお願いいたします。

○公園緑地課（轟課長） 皆さまこんにちは、公園緑地課長の轟です。

第5号議題に入る前に、貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。農業委員会の皆様におかれましては、日ごろより、生産緑地業務に、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この場をお借りしまして、特定生産緑地の状況について、ご報告させていただきます。

まず初めに、平成5年に指定した生産緑地につきましては、特定生産緑地として10年間の延長の意向や手続きを、農業委員会の皆様などのご協力もいただきながら進めさせていただき、誠にありがとうございました。

対象の方は23名ございまして、このうち、21名の方は継続で、2名の方は継続しない結果となりました。この結果については、今年1月の府中都市計画審議会におきまして、意見聴取を行いました。

今後は、特定生産緑地指定にかかる告示を行い、対象者に指定する、または指定しない旨の通知の発送を予定しております。

また、平成6年に指定した生産緑地につきましても、対象者2名に特定生産緑地の指定に係る申請を案内しておりますが、対象者の意向の見通しがつきましたら、農業委員会の皆様に状況をご報告させていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当から本日の議題の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○公園緑地課（須田課長補佐） はい、それでは、第5号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地地区の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

削除については、昨年4月から10月頭までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、5月に予定されております府中都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、府中都市計画審議会前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約91.69ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは9件で、面積は約9,950平方メートルです。

続きまして、2ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

2ページ、下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、434件から428件で6件の減となり、面積は、約92.68ヘクタールか

ら約91.69ヘクタールとなり、約0.99ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、A3版の計画図にてご説明いたします。

はじめに、A3版の計画図の3ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

それでは、図面下側をご覧ください。地区番号353、地区名西原町地区。

富士見公園の南西側に位置し、令和4年7月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約500平方メートルを削除するものです。

次に、図面上側をご覧ください。地区番号358、地区名西原町地区。

西原町公園の北西側に位置し、令和4年7月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,570平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の4ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号416、地区名四谷地区。

市立四谷小学校の北側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,940平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の5ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号408、地区名四谷地区。

四谷文化センターの北東側に位置し、令和4年9月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約540平方メートルを削除するものです。

次に、図面右側をご覧ください。地区番号414、地区名四谷地区。

府中ひばり幼稚園の北東側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,210平方メートルを削除するものです。

次に、図面左側をご覧ください。地区番号441、地区名四谷地区。

四谷体育館の北東側に位置し、令和4年9月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約800平方メートルを削除するも

のです。

次に、図面上側をご覧ください。地区番号461、地区名日新町地区。

日新町公園の西側に位置し、令和4年10月3日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,870平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の6ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号533、地区名日新町地区。

都立府中西高等学校の東側に位置し、令和4年6月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約980平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の7ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号492、地区名本宿町地区。

本宿町公園の南西側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約540平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、第5号議題の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。よろしくお願いたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございますか。（…）

○議長（市川委員） よろしいですか。特にご意見等ないようなので、本件は了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員の皆さんは退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

それでは、次の8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料No.1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますでしょうか。（…）

ないようでしたら、次に（2）資料No.2の「3月度活動報告について」ですが、何かありますか。（…）

なければ、(3)「次回の総会開催日」ですが、次回は4月20日、木曜日、午後2時から第3会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に(4)のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。(…)

なければ、事務局から何かありますか。

(「ありません」の声)

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第33回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

次回も、新型コロナウイルスの関係ではマスクの着用が個人の判断となり、5月には5類へと予防対策が緩和されますが、本会では感染予防対策を十分行い、総会を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時23分閉会